

国立大学法人千葉大学学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第2項に基づく国立大学法人千葉大学長(以下「学長」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の3か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては、辞任の申出があったとき又は欠員となったときにすみやかに行う。

(選考の基準)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)が定める基準により、行うものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表するものとする。

(選考機関)

第4条 学長の選考は、学長選考・監察会議が行う。

(学内の意向の聴取)

第5条 学長選考・監察会議は、学長の選考にあたり、学内の意向を聴取する。

2 学内の意向の聴取は、次条の公示の日に現に在職する学長並びに常勤の理事並びに専任の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに係長相当職以上の事務職員及び技術職員(以下「学内意向聴取対象者」という。)に対して行う。

3 前項の規定にかかわらず、休職、休業(部分休業を除く。)、サバティカル研修及び海外渡航中の者並びに学内の意向を聴取する日までにその職を去った者は、学内意向聴取対象者としなない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議規程(以下「選考・監察会議規程」という。)第2条第1項第2号の委員は、学長選考の公正を期すため、学内意向聴取対象者としてしない。

(選考の公示)

第6条 学長選考・監察会議は、学長の選考を行うときは、選考日程その他必要な事項を定め、学内意向聴取を行う日の1月前までに公示するとともに、別に定める部局の長並びに学内意向聴取対象者に通知しなければならない。

(学長候補者の推薦)

- 第7条 学長候補者の推薦は、20名以上25名以内の学内意向聴取対象者の推薦によるものとする。
- 2 学内意向聴取対象者が推薦人となることができるのは、1名の学長候補者に限るものとする。
- 3 第1項の推薦は、推薦される者の同意を得たうえで、推薦人代表者が、公示の日から21日以内に学長選考・監察会議議長に対して行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、選考・監察会議規程第2条第1項第1号に規定する委員は、学長候補者を推薦することができる。

(学長候補者の辞退)

第8条 前条により学長候補者として推薦された者は、原則として辞退することはできない。

(学長候補者の公示)

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補者の氏名を五十音順により公示するとともに、学内意向聴取対象者に通知するものとする。

(情報提供)

第10条 学長選考・監察会議は、学長候補者に係る情報を学内意向聴取対象者に提供する。

(所信等説明会)

第11条 学長選考・監察会議は、学長候補者が所信等を学内意向聴取対象者に説明する機会を設けるものとする。

(学内意向聴取)

第12条 学内意向聴取は、学長候補者について、学内意向聴取対象者の単記無記名の投票により行う。

2 学長選考・監察会議は、学内意向聴取の結果を公示する。

(不在者投票)

第13条 学内意向聴取対象者で、学内の意向を聴取する日に自ら投票所に行くことができない者は、別に定めるところにより、不在者投票をすることができる。

(学内意向聴取の管理)

第14条 学内意向聴取は、学長選考・監察会議専門部会が管理する。

(学長候補者が1名の場合の公示等)

第15条 学長候補者が1名の場合においても、第9条の公示、第10条の情報提供、第11条の所信等説明会及び第12条の学内意向聴取を行う。

(学長となるべき者の選考)

第16条 学長選考・監察会議は、学長候補者の所信等を聴取のうえ、学内意向聴取の結果を参考にして、学長となるべき者1名を選考する。

2 学長選考・監察会議は、学長となるべき者及び選考理由を公示する。

(再任の審査による選考)

第17条 第2条第1項第1号の規定により学長の選考を行う場合であって、別に定める学長の業績評価の結果、現に在職する学長（再任された者を除く。）の就任後3年間の業績が優れたものであると学長選考・監察会議が認め、かつ、当該学長に再任の意思があるときは、当該学長のみを学長候補者として第5条から第15条まで（第7条及び第8条を除く。）の規定を適用する。ただし、第6条の規定の適用については、同条中「1月前」とあるのは「2週間前」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、学長選考・監察会議は、前条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学内意向聴取の結果を参考にして、当該学長の再任の可否を審査し、再任を可とした場合は、当該学長を学長となるべき者として選考する。

(学長となるべき者の選考が行われたときの公表事項)

第18条 学長選考・監察会議は、学長となるべき者として選考された者について、当該選考の結果、当該者を選考した理由及び選考の過程を公表する。

(学長となるべき者の辞退等)

第19条 学長となるべき者が辞退を申し出たとき及び欠けたときの取扱いは、学長選考・監察会議が定める。

(細則等)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

2 この規程の解釈について疑義があるときは、学長選考・監察会議がこれを決定する。

(改正の手續)

第21条 この規程は、学長選考・監察会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、改正することができない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に在職する学長に対する第17条の規定の適用については、同条中「3年間」とあるのは「2年間」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。